



# つやまっ子 はぐくみQ&A

## 今月のポイント -最近のいじめについて-

**Q** 「いじめ」と「いじり」の違いは何でしょう？

**A** 最近の子どもたちは、自分と友だちとの間により関係を保とうと神経を張り詰めている傾向にあります。その耐え難い重圧から逃れるために「いじめ」を行っている場合も少なくありません。こういった場合、自分の友だちと、別の集団や個人との間に趣味や嗜好、感覚的な好き嫌いなどから違いを見出し、それを、いじめるきっかけにしていることがあります。このため、いじめる対象との間に格差や階層といった優劣関係を築こうとします。また、いじめられた側が「もうやめてくれ」などと不快感をあらわにしても、いじめる側は「空気読めよ」などと言い放ち、謝罪などしません。



「いじり」とは、からかいやじゃれあいといった、友だちやほかの集団などとのコミュニケーションの一つと言えます。いじられた側が不快感をあらわにした場合、いじった側は「やりすぎた、ごめん」などと言って謝罪して、友だちとの関係を修復しようとしています。

つまり、いじめといじりの間には、友だちとのコミュニケーションとして成り立つか否かで大きな違いがあります。しかし、最初は、いじりのつもりが、いじめに発展することもあるので、注意が必要です。

**津山市青少年育成センター** 家族のこと、友だちのこと、  
市役所東庁舎3階 31-8650 青少年の悩みごと、ご相談ください

つやま 新産業 創出機構

# 産学 民官

## Vol.9 開発進む アイガモロボット

つやま新産業創出機構が会員企業と進める産業振興のキーワードに「農商工連携」があります。これは、会員企業それぞれが持っている得意分野や技術を持ち寄り、そこから生まれる新しいアイデアを生かして、地域の農業、商業、工業が一体となって活性化を進めていこうとするものです。今回は、工業者と農業者が一体となって進めるロボット開発を紹介します。

つやま新産業創出機構の農業アドバイザーから紹介された農業団体や農業者などの意見を取り入れながら、ロボットの開発を進めています。現在、8号機まで試作が進んでいて、除草はもちろん、ロボットが水田を走行することで、泥と水がかき混ぜられ、草が生えにくくなったり、稲の根が元気になる効果もあるそうです。



▲水田を走るアイガモロボット

得意技術で新分野への挑戦。農業と工業の連携のたまものアイガモロボットの完成が楽しみです。

問い合わせ先 つやま新産業創出機構 024-0740



## 食育通信

Vol.33



### 津山の野菜を おいしく食べよう

生産量が県下トップクラスのアスパラガスは、太陽の光をたっぷり浴びて今が旬。ほのかな甘味を楽しみましょう。



1人当たり栄養価  
エネルギー 44kcal、たんぱく質 2.9g、脂質 1.6g、塩分 1.0g

### アスパラガスのスープ

**【材料（4人分）】**  
ニンジン…1/4本、タマネギ…小1個、グリーンアスパラガス…6本、ハム…2枚、パセリ…少々、水…3カップ、コンソメ…1個、塩・コショウ…少々

**【作り方】**  
(下準備)  
①ニンジンは短冊切り、タマネギはうす切り、ハムは千切り、パセリはみじん切りにする  
②アスパラガスは根元を1cmほど切り落とし、根元の部分の皮を薄くむき、斜め切りにする(調理)  
③鍋に水とコンソメ、ニンジン、タマネギを入れて火にかける  
④①の具材が軟らかく煮えたらアスパラガスを加え、再び沸騰した後、ハムを加えてさっと煮て、塩・コショウで味を整える  
⑤パセリを加えて火を止める

手早くできるので、忙しい朝にもおすすめです!!

毎月19日は食育の日 問い合わせ先 健康増進課 024-2069



## 火災警報器の設置に 関する悪質商法にご用心

ある日、消防設備の設置業者を名乗る男性が訪れ「住宅用火災警報器の設置が義務付けられたので、取り付けにきました」と言われ、よく分からないうちに、設置を依頼しました。寝室と台所、居間の3箇所に取り付けてもらい、設置代金として30万円を請求されました。高額なので支払いに困っています。どうしたらいいのでしょうか？ また、設置が義務付けられたのは本当でしょうか？



消防法の改正により、すべての住宅に住宅用火災警報器の設置が義務付けられたのは本当です。津山市でも、6月1日からはすべての住宅に火災警報器を設置しなければならぬことになりました。

一般的に、火災警報器の設置に30万円も掛かるのは不当に高額な請求だと思われる。今回の場合、訪問販売での購入なので、購入後8日以内に業者に対して解約の通知をすれば、クーリング・オフ(無条件解約)が可能です。詳しくはお問い合わせください。

困ったときの相談先 市民相談室 024-2057  
土・日曜日は県消費生活センター 086-226-0699